

公募型プロポーザルの実施（公告）

「稲美町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」策定支援業務（債務負担行為）について、下記の要領で公募型プロポーザルを実施しますので、公告します。

令和 7 年 9 月 22 日

兵庫県加古郡稲美町長 中 山 哲 郎

記

「稲美町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」策定支援業務（債務負担行為）
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

「稲美町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」策定支援業務（債務負担行為）

2. 業務概要

「稲美町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」を検証し、国の動向、住民ニーズ、地域課題・特性等を踏まえ、次期3か年計画（令和9年度～令和11年度）「稲美町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定に係るアンケート調査業務、高齢者保健福祉事業・介護保険事業の分析、資料収集、企画立案、調査研究及び改定協力者連絡会運営支援業務等

3. 問い合わせ先

郵便番号 675－1115

兵庫県加古郡稲美町国岡 1 丁目 1 番地

稲美町健康福祉課介護保険係

TEL 079－492－9139（直通）

FAX 079－492－6768

E-mail kenko-h@town.hyogo-inami.lg.jp

4. 選定方法

公募型プロポーザル方式

5. 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6. 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む）

2,376,000 円 （令和 7 年度）

2,574,000 円 （令和 8 年度）

※本業務の契約締結に係る上限額

7. 業務の概要

本業務の内容は、申込みにより別途配布する「策定支援業務仕様書」に記載のとおりとする。

8. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という）は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。なお、書類提出後において要件を満たさなくなった場合も、参加を認めないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく稲美町の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 稲美町入札参加資格者名簿（物品・製造の請負・サービス）登録者であること。
- ③ 兵庫県又は隣接府県内に本社又は支店等を有する者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 号の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であって、更生計画の認可が決定し、更生計画の認可の決定後、入札参加資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- ⑤ 公告の日及び契約日時点において、稲美町または兵庫県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- ⑥ 稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。
- ⑦ 平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、人口 3 万人以上の自治体で高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定支援を行い、適正に業務を履行（完了）した実績を有すること。
- ⑧ プライバシーマークまたは ISO27001/ISMS の認証を取得していること。
- ⑨ 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

9. プロポーザルに係る日程

内 容	期 日 等
仕様書等申込書提出期間	令和7年9月24日（水）～令和7年10月6日（月）
質問書提出期間	令和7年9月24日（水）～令和7年10月6日（月）
質問書回答	令和7年10月14日（火）
参加表明書提出期間	令和7年10月15日（水）～令和7年10月24日（金）
企画提案書提出期間	令和7年10月15日（水）～令和7年10月24日（金）
プレゼンテーション ヒアリング	令和7年11月5日（水）（予定）
選定結果通知	令和7年11月12日（水）（予定）

10. 仕様書等の申込

「稲美町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」策定支援業務仕様書等については、「仕様書等申込書」（様式第1号）により、申込すること。

- ① 申込期間：令和7年9月24日（水）午前8時30分 ～
令和7年10月6日（月）午後5時（土・日・祝日は除く）

- ② 申 込 先：前記3に同じ

- ③ 申込方法：前記3の場所に持参又は郵送（申込期間内必着）

仕様書等は、窓口又は郵便で送付します。郵送希望の場合は返信用封筒を同封すること。

11. 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書類を以下の要領で提出すること。
なお、受け付けた参加表明書類により、資格要件を満たしているかについて審査し、通知する。

- ① 提出期間：令和7年10月15日（水）午前8時30分 ～
令和7年10月24日（金）午後5時まで（土・日・祝日は除く）

- ② 提出書類等

提 出 書 類	提出部数等
参加表明書（様式第2号）	いずれも 原本1部（クリップ留め） 写し1部（ホッチキス留め）
参加資格確認書（様式第3号）	
会社概要（様式第4号）及び会社概要パンフレット	
業務実績（様式第5号）	

- ③ 参加表明書類の記載に関する留意事項

・様式規格はA4判とする。

- ・業務実績は元請として実施したものを対象とすること。
- ・記載した業務実績について、実績証明書等（契約書の写しでも可）を提出すること。

④ 提出場所：前記 3 に同じ

⑤ 提出方法：前記3の場所に参加表明書類を持参又は郵送（提出期間内必着）

⑥ 提出書類説明等

提出した書類について説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

12. 質問及び回答

仕様書等に関する質問については、質問書（様式第 6 号）を次の要領で提出すること。
 なお、質問に対する回答は、令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 1 時以降に参加表明書提出者すべてに F A X にて通知します。

① 提出期間：令和 7 年 9 月 24 日（水）午前 8 時 30 分 ～

令和 7 年 10 月 6 日（月）午後 5 時まで（土・日・祝日は除く）

※提出期間以降、業務にかかる質問は受け付けません。

② 提出方法：前記 3 に記載した F A X 番号に提出すること。

※質問については、F A X でのみ受付します。また、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答いたしません。

13. 企画提案

(1) 企画提案については、企画提案書を以下の要領で提出すること。

① 提出期間：令和 7 年 10 月 15 日（水）午前 8 時 30 分 ～

令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 5 時まで（土・日・祝日は除く）

② 提出方法：前記 3 の場所に持参または郵送（提出期間内必着）

③ 提出書類：・企画提案書（様式任意）・・・7 部

・見積書（様式任意）・・・1 部

・業務推進体制報告書（様式第 7 号）・・・1 部

(2) 企画提案書の記載に関する留意事項

① 様式規格は A 4 判とし、所定様式以外の説明資料等に関しては、必要に応じて A 3 判を使用することも可とする。ただし、A 3 判を使用する場合は、A 4 判の大きさに 3 つ折りにすること。

② 図、絵、写真等の使用は可とし、白黒、カラーは問わない。

③ 企画提案の内容は以下の項目を含めること。

- ・提案事業者の会社概要・実績
- ・業務方針、業務実施体制について
- ・業務スケジュール、業務に対する提案の内容
- ・具体的な分析及び提案方法

(3) 見積書（消費税及び地方消費税を含む。）

見積金額は、本業務に係る費用（業務の企画立案と実施、交通費その他を含めた一式の金額。）の見込み額とする。その見込み額には、合計金額及びその積算内訳を記載する。審査後に選定された業者との契約において、予算の範囲内で契約するものとする。

14. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後、以下によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時 場所

令和7年11月5日（水）午後2時00分から（予定）

稲美町いきがい創造センター

※変更の場合は別途通知する。

(2) 時間構成

プレゼンテーションは1者あたり30分以内（説明20分、質疑10分程度）の予定

(3) 留意事項

- ① パソコン及びプロジェクター等を使用する場合は参加者において用意すること。
- ② プレゼンテーション参加者については、本プロポーザルに関する責任者、本業務従事者を含む4名以内とする。

15. 契約候補者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書及び提案者からのプレゼンテーションの内容を審査委員において評価を実施し、合計点数の最も高い者を契約候補者として選定する。

なお、契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、または「8. 参加資格」要件を満たさなくなった場合は、次点者を第2契約候補者に選定する。

※提案事業者が1者の場合も評価を実施し、評価項目の合計点が配点の1/3未満の場合は採択しないものとする。

※最高得点のものが複数いる場合は、くじによる方法で契約候補者を決定する。

- (2) 選定結果はプレゼンテーション参加者すべてに郵送により通知するが、選定内容に関する問い合わせ、異議等は受付けないものとする。

※ 結果通知の方法及び内容

契約候補者のみ名称及び点数を明記し、それ以外は名称を伏せて点数のみ表示する。

（例：〇〇株式会社 540 点、A社 480 点、B社 420 点 ...）

16. 契約について

契約内容及び仕様については、契約候補者として選定後、企画提案等の内容をもとに本町と詳細を協議するものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

17. その他留意事項

- ① 企画提案書の作成及びヒアリング参加に要した費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書、仕様書、見積書等の返却は行わないものとする。
- ③ 本提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は受付けないものとする。
- ④ 提出期間以降の書類の差替え及び再提出は認めないものとする。

また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として提案者に不利益が生じても、本町はこの責を負わない。提案者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じること。

- ⑤ 本プロポーザルの公告から契約候補者選定までの期間中、本町に対する本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- ⑥ 「8. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合には、当該プロポーザルに参加することができない。また、契約締結後であっても、当該行為が認められた場合は契約を解除することがある。